

民生・児童委員活動中に！～緊急時連絡方法～

緊急事態！

【報告事項】

- 発生日時
- 場所
- 氏名
- 内容
- 発生した事象、状況

【緊急連絡の手続き】

- 市役所 民生・児童委員課
- 市役所 危機管理課
- 市役所 消防課
- 市役所 警察課
- 市役所 保健課
- 市役所 福祉課
- 市役所 環境課
- 市役所 建設課
- 市役所 都市計画課
- 市役所 交通課
- 市役所 観光課
- 市役所 文化課
- 市役所 体育課
- 市役所 青少年課
- 市役所 高齢者課
- 市役所 障害者課
- 市役所 外国人課
- 市役所 国際交流課
- 市役所 市民生活課
- 市役所 市民参事
- 市役所 市民生活相談所
- 市役所 市民生活相談所
- 市役所 市民生活相談所

【緊急連絡の手続き】

- 市役所 民生・児童委員課
- 市役所 危機管理課
- 市役所 消防課
- 市役所 警察課
- 市役所 保健課
- 市役所 福祉課
- 市役所 環境課
- 市役所 建設課
- 市役所 都市計画課
- 市役所 交通課
- 市役所 観光課
- 市役所 文化課
- 市役所 体育課
- 市役所 青少年課
- 市役所 高齢者課
- 市役所 障害者課
- 市役所 外国人課
- 市役所 国際交流課
- 市役所 市民生活課
- 市役所 市民参事
- 市役所 市民生活相談所
- 市役所 市民生活相談所
- 市役所 市民生活相談所

市役所 民生・児童委員課

平日：8:30 ～ 17:15

土曜日・夜間・年末年始

事務課
(福祉課庶務課併設)

TEL: 03-5562-5026

生活課
(福祉課生活課併設)

TEL: 03-3652-1170

民生・児童委員課

事務課
(福祉課庶務課併設)

生活課
(福祉課生活課併設)

関係機関

39

③ 民児協組織の活性化

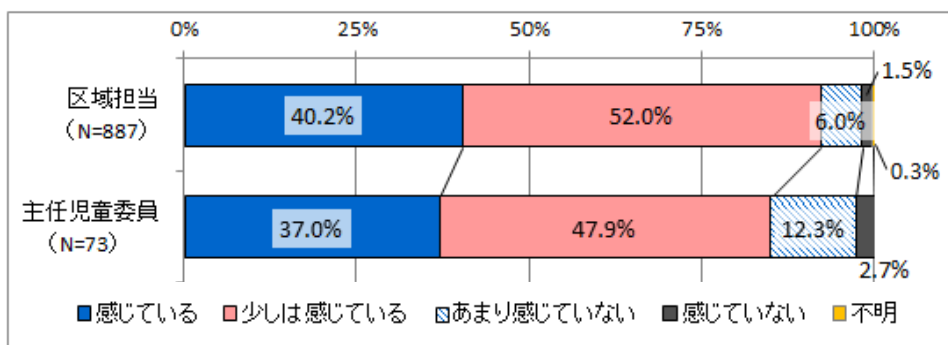
都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：③民児協組織の強化

<現状・課題>

- 民生委員・児童委員はそれぞれが豊かな経験を持っており、個別相談活動や日常的支援活動、行政や関係機関等からの依頼事項への協力などを通じて、これまでの経験や能力を生かして地域福祉に貢献しています。
- 委員活動を続けるうえで大切なこととして、活動のやりがいがあります。活動実態調査によると、区域担当の約 92%、主任児童委員の約 85%は活動にやりがいを「感じている」又は「少しは感じている」と回答しています。

(図20)

図20 「民生委員・児童委員活動にやりがいを感じているか」

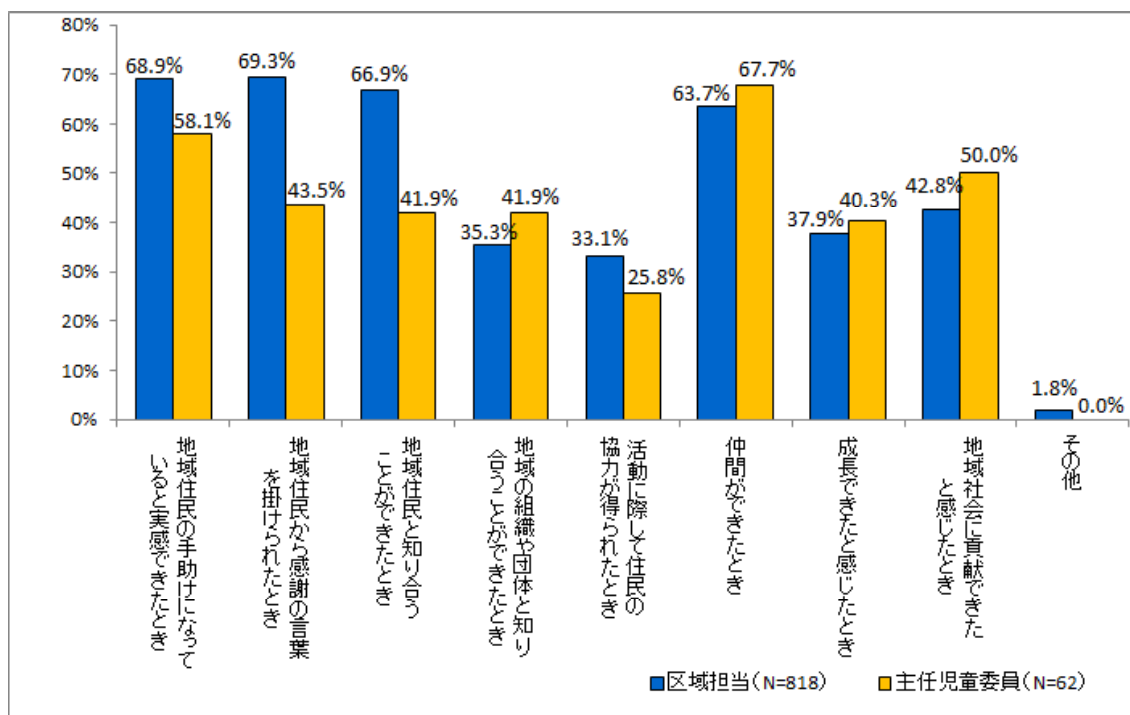


(平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査)

- また、どのようなときにやりがいを感じるかについては、上位の意見が「地域住民の手助けになっていると実感できたとき」「地域住民から感謝の言葉を掛けられたとき」であり、地域との関連性が高い結果となっています。

(図21)

図21 「民生委員・児童委員活動にやりがいを感じる時」(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

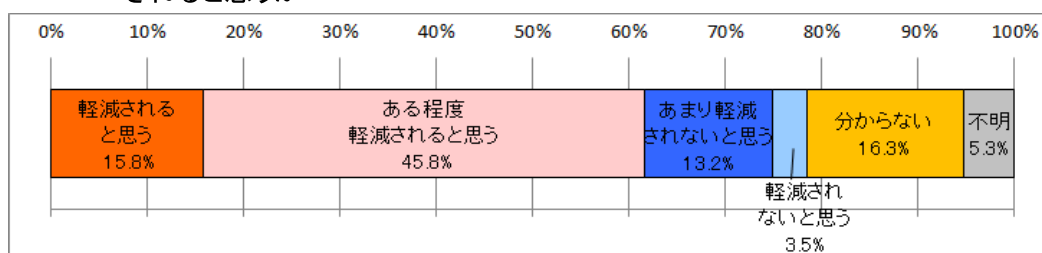
- 各民生委員・児童委員がやりがいを持って活動を行うため、単位民児協の会長には、単位民児協運営の工夫が求められています。都内の単位民児協 399 のうち、平成28年12月の一斉改選に伴い、新任会長が215人、その割合は53.9%となっています。
- 一方、民生委員・児童委員として地域の学校や関係機関の行事、冠婚葬祭等への参加が求められることが多くあります。その対応はケースバイケースであったり、個人の意識に任されていたりするなど、どこまでかわれば良いのか明確でないことが多い状況です。
- 民生委員は民生委員法第20条で「民生委員協議会」を組織することとあわせ、児童委員も児童委員の活動要領によって「児童委員協議会」を組織することになっており、区域も構成員も同一のため、民生委員児童委員協議会と称し

て統合して実施しています。虐待や貧困、いじめ、不登校、引きこもりなど子供を取り巻く問題は、世帯が抱える課題でもあります。民生委員である児童委員がその世帯丸ごと関わることの意味と使命を意識するよう、民生委員児童委員協議会において、子供に関する事柄を取り上げるなどの工夫が求められます。

<取組の方向性>

- 単位民児協は、各委員が日々の活動を支え合うことで、解決困難な問題を一人で背負わず、協働した取り組みを進めるための場となることが期待されます。また、3年に一度一斉改選があり、会長や民生委員・児童委員が入れ替わる中で、委員が生き生きとやりがいをもって活動できる環境を整備するには、単位民児協運営における会長のリーダーシップが求められています。
- 民生委員・児童委員活動を行政の高齢・子供・障害等の所管別・分野別に整理したわかりやすい活動マニュアルがあれば、活動の困難さが「軽減される」「ある程度軽減される」と回答した方が6割を超えています。（図22）

図22 行政の所管別・分野別に整理した活動マニュアルにより、活動の困難さは軽減されると思うか



（平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査）

- また、都民連が四半期ごとに発行している「都民連だより」には定例会開催の工夫や新旧委員の引き継ぎ方法などを盛り込んだ単位民児協運営の好事例を掲載しており、民生委員・児童委員としてのスキルを身につけるために効果的です。
- 一人ひとりの委員が生き生きと民児協活動に参画し、個別支援や地域における実践力の向上を目指します。
さらに、民児協組織の活性化のためには、毎月の定例会において報告、連絡だけでなく、民生委員・児童委員同士で意見を出し合える時間を確保するなど、工夫が必要です。

- 地域の冠婚葬祭等への対応や学校、関係機関からの行事参加依頼への対応については、民児協を中心に協議し、参加すべき範囲などについて、行政や主催者側の学校・関係機関、町会・自治会等と申し合わせをする機会を持つことが必要です。
- あわせて、民生委員・児童委員は、日頃から学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等を通じて、地域の子供たちの「身近な大人」となれるような関係づくりを進めることが期待されます。
- 「気になる家庭」については地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりが期待されるとともに、課題を抱える親子を把握した際には、区市町村の児童福祉担当部署や児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが求められます。

さらに、適切に声掛けができるためのスキルを研修などにより身につけることが必要です。



【コラム】 参加しやすい定例会（中野区）

中野区民児協では、区内の単位民児協全てが集まる合同民児協を年5回開催しています。その内の2回は、午前の部、午後の部、夜の部を設けて実施しています。同内容の会合を時間を変えて実施することで、委員の都合に応じた参加ができるようにしています。さらに毎月行われる地区定例会に参加が難しい場合、他地区の定例会に参加することも認めています。

他地区の定例会に参加することは、自地区以外の運営を知る機会にもなっています。⁹

平成30年度 中野区民生児童委員協議会行事予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会長協議会	19日(木) PM 新井区民協 14時～16時	19日(木) PM 新井区民協 14時～16時	14日(木) PM 区民協 14時～16時	12日(木) PM 区民協 14時～16時		12日(木) AM 区民協 10時～12時	11日(木) PM 区民協 14時～16時	10日(木) PM 区民協 14時～16時	12日(木) PM 区民協 14時～16時	11日(木) PM 区民協 14時～16時	14日(木) PM 区民協 14時～16時	13日(木) PM 区民協 14時～16時
会長協議会	20日(木) AM 区民協 10時～12時	30日(木) PM 区民協 14時～16時	31日(木) PM 区民協 14時～16時	21日(木) PM 区民協 14時～16時		12日(木) AM 区民協 10時～12時			20日(木) PM 区民協 14時～16時			
その他											【未定】 21日(木) PM 区民協 14時～16時	【未定】 11日(木) PM 区民協 14時～16時
地区別定例会 (※地区別定例会は、各地区の単位民児協で開催)	西中野		19日(木) 13:30				22日(月) 13:30	20日(土) 13:30		22日(土) 10:00 西中野地区	19日(木) 13:30	20日(金) 13:30
	南 区		20日(木) 13:30				11日(水) 13:30	20日(土) 13:30		14日(木) 10:00 南 区地区	20日(木) 13:30	20日(木) 13:30
	東 区		19日(木) 13:30				21日(木) 13:30	20日(土) 13:30		19日(木) 13:30	19日(木) 13:30	19日(木) 13:30
	新 区		22日(金) 14:00				22日(月) 10:00	22日(土) 14:00		24日(木) 10:00 新 区地区	19日(木) 14:00	19日(木) 14:00
	保 区		20日(木) 10:00				17日(水) 10:00	20日(土) 10:00		22日(土) 10:00 保 区地区	20日(木) 14:00	20日(木) 14:00
	昭和・東中野		21日(木) 13:30				14日(水) 13:30	22日(土) 13:30		21日(木) 10:00 昭和・東中野地区	20日(木) 13:30	20日(木) 13:30
	上高井		19日(木) 10:00				19日(金) 10:00	20日(土) 10:00		22日(土) 10:00 上高井地区	20日(木) 10:00	20日(木) 10:00
	新 井		20日(木) 10:00				22日(月) 10:00	20日(土) 10:00		24日(木) 10:00 新 井地区	20日(木) 10:00	20日(木) 10:00
	江古田		19日(木) 13:30				21日(木) 13:30	20日(土) 13:30		22日(土) 10:00 江古田地区	19日(木) 13:30	19日(木) 13:30
	南 区		20日(木) 13:30				17日(水) 13:30	20日(土) 13:30		22日(土) 10:00 南 区地区	21日(木) 13:30	20日(木) 13:30
	野 方		19日(木) 10:00				14日(水) 10:00	20日(土) 10:00		24日(木) 10:00 野 方地区	19日(木) 10:00	19日(木) 10:00
	大 和		19日(木) 13:30				22日(月) 13:30	19日(土) 13:30		24日(木) 13:30 大 和地区	19日(木) 13:30	19日(木) 13:30
	嵐 井		21日(木) 10:00				14日(水) 10:00	20日(土) 10:00		22日(土) 10:00 嵐 井地区	20日(木) 10:00	20日(木) 10:00
	上高井		20日(木) 10:00				17日(水) 10:00	21日(木) 10:00		22日(土) 10:00 上高井地区	20日(木) 10:00	20日(木) 10:00

⁹ 平成28年11月 都民連「東京版活動強化方策」25ページ から引用

④ 児童委員活動の充実

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：④児童委員活動の充実

<現状・課題>

- 民生委員は児童委員を兼ねています。児童福祉法第16条及び第17条には、児童委員は、区市町村の区域に置かれ、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う旨、規定されています。
- 子供が抱える課題は家庭状況が反映したものが多く、家庭全体への支援なくしては、課題解決は困難といえます。そして、支援を進めるためには、子供やその家庭を取り巻く関係機関等との連携が不可欠です。こうした幅広い関係者との連携・協働体制の構築においては、児童福祉を任務とする児童委員の立場だけでは困難な面があり、地域においてあらゆる世代や世帯の支援にあたる民生委員でもあるからこそ可能といえます。
- そして、主任児童委員は、児童福祉法第17条第2項に、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う旨、規定されています。主任児童委員は個々の家庭の相談支援には関わらないとの設置当初の規定に基づく誤解も一部に聞かれますが、現在では児童福祉法に明記されているように、主任児童委員も区域担当児童委員と一緒に、必要に応じて個別ケースに関わっていくことが期待されています。
- 児童委員、主任児童委員に期待される役割は、近年、一層多様化しています。特に児童虐待への対応については、その予防や早期発見に期待されるものは大きなものがあります。あわせて、いじめや不登校など学校との関係が深い課題も顕在化、深刻化し、児童委員、主任児童委員と教育関係者の連携に基づく取り組みを進めていく必要があります。
- また、児童委員、主任児童委員は、古くから学校訪問に取り組んでいます。学校訪問の目的は、関係づくりや、児童委員のPR、情報交換や一つひとつのケースの検討など、地区によって様々です。

<取組の方向性>

- 都内1万人の児童委員、主任児童委員の一人ひとりに、児童委員の意識を持つことが求められます。そのためには、研修の実施などを通して、全員が意識を持つことが必要です。
- 大田区では、「児童委員の活動指針」を定め、改選ごとに定例会で配布し確認することと併せ、子育て支援部会、児童福祉部会、主任児童委員部会の3部会が合同で企画し、児童委員活動研修を毎年実施しています。区域担当児童委員、主任児童委員と一緒に、東京版活動強化方策や児童委員の活動要領などについて討議などを行うことは共通理解を深めます。
- 各地区では、子育てサロンや保健センターの3・4カ月健診へのサポート、朝のあいさつ運動など様々な実践活動を行っています。町田市では保健師からの依頼を受け、乳幼児健診未受診家庭を委員が訪問しており、様子を把握するだけでなく、近隣に住んでいていつでも相談に乗れることを直接伝えています。こうした活動を通して、全員が児童委員の意識を持つことも必要です。
- 核家族化の進行や人間関係が希薄化するなか、子供の健やかな育ちを支えていくためには地域全体で子供を見守っていくことが大切です。
例えば、赤ちゃん訪問の際に、保健師に地区の区域担当児童委員が同行することにより、委員への日常的な相談やつなぎができ、子育て家庭を支える地域の力を育むことにつながります。
また、児童委員、主任児童委員は、率先して地域住民をはじめ学校や自治会・町内会、子供会、児童館、ボランティア団体等と連携・協力し、子育て、子育てを応援する地域づくりの一翼を担うことが求められています。
- さらに、各地区で行っている学校訪問や学校行事への協力など、関係機関との連携を通して全員が意識を持つことも重要です。豊島区では、児童委員活動の一環として、児童・生徒の見守り活動「すまいる運動」を始めました。
また、狛江市では児童委員としての意識が高まり、あいさつ運動等で長年培った関係を生かして、高齢福祉部会で作製した健康長寿かるたに、中学校の美術部の生徒に絵をかいてもらいました。高齢者たちから大変好評で、子供たちを育む機運を高めるとともに、生徒たちにとっても民生委員・児童委員をさらに理解し、かつ高齢者に対する温かな心を育てる機会となりました。
- 加えて、課題を抱える児童やその家庭を支援する取り組みとして、学校との

連携が必要不可欠です。地域によっては、管内の小中学校の校長、副校長、生活指導主任と児童委員、主任児童委員が、児童の校内外における生活についての情報交換を行っています。

足立区のある民児協では、学校との地域懇談会を行っており、そこでは毎年その管内の校長先生から小中学校の現状について説明をいただいています。

- 地域の中には、さまざまな課題を抱えながら、周囲に助けを求める「声を出せない」、また「声を出さない」親子も少なくなく、そうした親子（家庭）を早期に把握し、支援につなぐことが課題の深刻化を防ぐためにも重要です。
- 課題を抱える親子を把握した際には、子供家庭支援センターや児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関、団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが大切です。生活を支えるという視点では、時間的にも距離的にも身近にいる児童委員、主任児童委員は意義深い存在です。
- また、児童委員、児童相談所、学校、子供家庭支援センター等との地区連絡協議会（四者協）が始まって間もなく40年になります。これまで、児童を取り巻く各機関の情報共有と協働の糸口となる役割を果たしてきており、児童にかかわる問題解決に向けて重要な取組の一つとして継続しています。
- 四者が同じ方向を向き、同じ思いで児童問題に取り組む中、児童相談所、学校、子供家庭支援センターのそれぞれの専門的な役割に加え、児童委員は、地域に長年住み、子供たちの成長を見て、家庭環境も知っているという強みを持っています。
- 地区によっては民児協ごとに四者協を実施するなどし、メンバーの顔が見える関係づくりの場となっています。こうした具体的な連携の在り方を関係機関とともに考える場づくりが求められます。
- さらに、毎年、全民児連が発行している「児童委員活動の手引き」を活用することも有効です。
この手引きでは、児童委員、主任児童委員に期待される役割やその活動について、また、民児協における活動や関係機関、団体等との連携事例を紹介しています。

【コラム】民生委員・児童委員ならではの子育てサロン「はとぼっぼ」（福生市）¹⁰

子育てサロン「はとぼっぼ」は、子育て中の親や妊婦が子供を遊ばせる傍ら、楽しく情報交換をする場として、平成 16 年 11 月に開設しました。市の会館を借りて、8 月を除く毎月第 2 金曜日に開催しています。



親子が一緒に手遊びやおもちゃで遊ぶ「ふれあいタイム」の後、民生委員・児童委員は子供たちの遊び相手となり、親たちは別室でお茶を飲みながら語り合います。この時間は、思いや悩みを語り合い、仲間づくりにつながる大切な機会になっています。

年に数回、市の保健師によるお話や育児相談の場も設けています。

また、男性委員も率先して子供たちと触れ合い、たくさんの親子から慕われています。親の日常生活の悩み、疑問を聞く中で、福祉サービスを紹介する



など、地域と行政とをつなぐパイプ役として活動する民生委員・児童委員ならではの成果もあります。参加した親子からは、「民生委員・児童委員の方がいると落ち着く」といった声もあり、親子の憩いの場になっているようです。

毎月のサロンの様子は、写真とともに子育てサロン「はとぼっぼ」ホームページに載せています。このホームページを見てサロンを訪れる参加者も多く、時には市外から訪れる親子もいます。

福生市民児協では、今後も住民のニーズに合わせた情報提供を心がけ、民生委員・児童委員、主任児童委員が一体となって、市の政策である「子育てするなら福生」の更なる推進に協力したいと考えています。

¹⁰ 全民児連 児童委員活動の手引き 38 子どもと子育て家庭の支援に向けて～児童委員・主任児童委員活動 実践事例に学ぶ（平成 25 年 3 月）事例 3 を参考に作成